

## 顧問の活動等の費用支出に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の顧問が埼環協の事業の一環で活動する費用の支出や埼環協行事の参加費用の負担について、基準を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規程の適用する範囲は、次の活動や行事とする。

(1) 埼環協外部への活動

ア) 旅費

イ) 会議等の出席に関わる費用

ウ) 手当（基本的に日額）

エ) 参加費

オ) その他会長が必要とした費用

(2) 埼環協の行事

ア) 総会、新春講演会、研究発表会の参加費

イ) その他会長が必要とした費用

2 前項の適用において、次に該当する場合は、この規程を適用しない。

(1) 用務先の組織等より費用が当てられる場合

(2) 所属先の組織より費用が当てられる場合

(3) 会員組織に所属する場合

### (支出する金額)

第3条 前項に適用する支出額は、次のとおりとする。ただし、各項が5万円を超える場合には、事前に事務局長の確認を取ること。

(1) 旅費は実費を支給する。

(2) 会議等の出席に関わる費用は実費を支給する。

(3) 手当（日額15,000円）

(4) その他会長が必要とした費用は、事務局との調整で決定する。

### (その他)

第4条 この規程の運用に関し、例外事項が生じた場合は、その都度、会長、副会長、事務局で協議し決定する。

2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2021年5月17日から施行する。
- 2 この規程は、2024年3月11日から施行する。